

ジスク マシュー ヨセフ

学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第 430 号
学位授与年月日	平成25年 3月27日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
最終学歴	東北大学大学院文学研究科(博士課程後期 3 年の課程) 言語科学専攻
学位論文題目	日本語における漢字を媒介とした意味借用の研究
論文審査委員	(主査) 教授 小林 隆 教授 齋藤 倫明 教授 千種 眞一 准教授 大木 一夫 准教授 甲田 直美

論文内容の要旨

一 はじめに

二つの異なる言語を持つ文明が接触するとき、そのどちらかが、または両方が言語の面において影響を受けることがよくある。日本の場合も例外ではなく、古代よりアジアの文化的中心地であった中国と盛んに交流してきたことにより、日本語は古代中国語から多くの影響を受けてきた。その中でも、特に語彙の面においては、日本語は古代中国語から多くの語彙を借用し(漢語)、また日本人も古代より漢字の造語力を生かし、多くの語彙を生産してきた(和製漢語)。日本語の語彙における古代中国語の影響は誰も否認しないだろう。また、語彙借用の他には、「いわく〜」(「曰〜」から)、「〜をもって」(「以〜」から)のような漢文訓読によって生じた直訳語形(言語接触論でいう翻訳借用)も少なからずあり、従来の日本語史・訓点語研究の重要な課題となってきた。このような語彙・翻訳借用の場合、その結果、借用・生産された語・語句は本来の和語(和文語)とは形式の上で異なっているため、気づかれやすく、日本語史研究では早くから取り上げられてきたのである。しかし、日本語の中にはこれまでにはほとんど気づかれてこなかった古代中国語から借用されたもう一つの要素があるのは重要な事実である。それは、すなわち意味の借用である。意味借用とは、ある言語の固有の語が外国語との接触によって、新たな意味を取り入れ、外形においては変わらないものの、その意味の上において拡張する現象をいう。これは例えば、佐藤喜代治(一九八七)「漢字と日本語」(佐藤喜代治編『漢字講座 3—漢字と日本語』明治書院, 1-24頁)があげるような、和語「あそぶ」が「遊戯」の義では意味が重なっている「遊」字の訓として定着することにより、本来持たなかった「遊学する」の義を「遊」から取り入れる現象を指す

が、日本人が古代より、漢字・漢文を読む際に、漢字一つ一つに和語の訓を宛て、日本語を通して漢字・漢文を理解してきたことにより、日本語の中で広く起こった現象であると考えられる。本論では、このように従来ほとんど取り上げられてこなかったが、日本語の語彙に重大な影響を与えていると考えられる漢字・漢文訓読を媒介とした意味借用の現象を対象とし、漢字による意味借用にはどのようなものがあり、またこのような意味借用はどのような状況、どのような意味領域において起こりやすいかを明らかにすることを目的とする。

二 本論の流れ

本論は大きく、日本国内外における意味借用の研究史と海外における言語借用の分類法の中での意味借用の位置づけを示す序論（第一章～第二章）、日本語における漢字を媒介とした意味借用の具体例調査や意味借用の起こりやすい状況・意味領域についての考察を行う本論（第三章～第八章）、本論のまとめと漢字による語彙、翻訳、意味などの各借用に適した言語借用モデルを提示する結論（第九章）とに分けられる。

二-一 序論—意味借用の研究史（第一章～第二章）

序論では、日本国内外における意味借用研究の流れを示す。意味借用は、語彙借用と同じように他言語との接触さえあれば世界のどの言語においても起こり得る現象である。海外では意味借用に触れた研究は十九世紀中葉から見られ、その流れは大きく、①ドイツ語、英語などの印欧諸語におけるラテン語・ギリシア語からの意味借用を扱ったもの (Betz, Werner (1949). *Deutsch und Lateinisch: Die Lehnbildungen der Althochdeutschen Benediktinerregel*. Bonn: Bouvier / Gneuss, Helmut (1955). *Lehnbildungen und Lehnbedeutungen im Alt-englischen*. Berlin: Erich Schidt Verlag)、②十九～二十世紀以降のアメリカやヨーロッパにおける英語などの言語を第二言語とする移住民の言語やバイリンガル社会における意味借用を扱ったもの (Haugen, Einar (1950). "The Analysis of Linguistic Borrowing" *Language*. Vol. 26. No. 2. pp. 210-231 / Weinreich, Uriel (1953). *Languages in Contact: Findings and Problems*. Publications of the Linguistic Circle of New York. No. 1. New York)、③ピジン・クレオールにおける下層言語（主にアフリカ諸語）からの意味借用を扱ったもの (Holm, John (1988-89). *Pidgins and Creoles*. Volume I-II. Cambridge: Cambridge University Press / Mufwene, Salikoko S. and Nancy Condon (eds.) (1993). *Africanisms in Afro-American Language Varieties*. Athens: The University of Georgia Press) という三種類に分けられる。この中でも、①は主に言語的要素を取り入れる側の言語（以下、「受容言語」）の語と、提供する側の言語（以下「提供言語」）の語が意味の面において部分的に重なっていること（意味的類縁性）から起こり、②・③は受容言語の語と提供言語の語が音声の面において類似していること（音声的類縁性）から起こることが指摘されてきた。そして、①は主に書き言葉を通して起こるものであるのに対し、②・③は話し言葉を通して起こるものとされている。【第一章】

日本では、海外と異なり、意味借用研究はこれまでにはあまり積極的に取り上げられた分野だとはいえない。とはいっても、その存在は早くも十八世紀において本居宣長「玉あられ」（一七九二年刊）によって指摘され、二十世紀に入ると、宮崎道三郎（一九一〇）「漢字の別訓流用と古代に於ける我邦制度上の用語」（『法学協会雑誌』第28巻、第5号）、山田孝雄（一九三五）『漢文の訓読によりて伝へられたる語法』（宝文館）、大坪併治（一九八一）『平安時代における訓点語の文法』（風間書房）、上掲の佐藤（一九八七）、による言及が見られるようになる。宮崎は法制用語における漢字を媒介とした意味借

用について述べている。例えば、宮崎によると、和語「かばね」は本来「骨」という義であったが、新羅語における氏族のことをあらわす「真骨」、「姓骨」、「骨品」、「第一骨」、「第二骨」などの一連の語における「骨」字の影響により、それが「氏族」の義まで広がったとする。山田、大坪は漢文訓読の文法における翻訳借用と意味借用を取り上げている。例えば、山田によると、和語「すでに」は本来「全く」、「ことごとく」という義であったが、「既」の訓として用いられることにより、「過去に」の義を取り入れたのである。佐藤は上記であげた「あそぶ」の他に、和語「ゆく」をあげ、本来は「目的地に向かって移動する」義であったが、「逝」字の訓として結びつくことにより、「逝去する」の義を取り入れたとしている。【第二章】

日本ではこのように、少数ながら、漢字を媒介とした意味借用という現象に触れた研究は早くから見られる。しかし、このような指摘が見られても、いずれもその意味借用の過程を具体的に分析していないため、そのあげられている例については推測の域を出ていない。また、日本語で見られる意味借用がどのような原因によって起こり、どのような意味領域において起こりやすいかについての研究はこれまでは全くない。本論文は、このような現状を踏まえ、日本語における漢字を媒介とした意味借用を体系的に取り上げる初の試みである。

二・二 本論—具体例調査と考察（第三章～第八章）

本論の中心となるのは、固有日本語（和語）における古代中国語から新しい意味を借用したと考えられる語の文献調査である。本論では特に書記行為（文字を書くこと）をあらわす書記行為表現と、啓蒙（道理的な問題を解明すること、または道理的な問題がはっきりしているさま）をあらわす啓蒙表現を中心に上げる。その調査項目となる固有語は以下の通りである。

書記行為表現　うつす　あらはす　のる　のす
啓蒙表現　　あかす　あきらむ　あきらか　あきらけし

また、これらの語に意味的影響を与えた漢字は以下の通りである。

写（うつす）　著（あらはす）　載（のる・のす）
明とその類義の字（あかす・あきらむ・あきらか・あきらけし）

文献調査は概ね以下の手順に沿って行う。

- ①「万葉集」、記紀歌謡など、漢字の影響が比較的少ないと考えられる文献から該当語の固有義（意味借用以前の意味）の調査。
- ②漢籍、仏典などの古代中国語文献における該当字の意味調査。
- ③中古・中世の古辞書・訓点資料における該当語がいつから該当字の訓として結びついているかについての調査。
- ④中古以降の文献において借用されたと意味がどのように日本語の中へと普及していくかについての調査。

右の調査の結果、「うつす」、「あらはす」、「のる」、「のす」はそれぞれ「写」、「著」、「載」字から書記行為の意味を借用し、「あかす」、「あきらむ」、「あきらか」、「あきらけし」は「明」とその類義の字から啓蒙の意味を借用していることが明らかになった。

書記行為については、「うつす」は「写」字から〈書写する〉（文字や文章を書写すること）・〈描写する〉（絵や図を複製したり、自ら創作したりすること）の義を取り入れ、「あらはす」は「著」字から〈述作する〉（本を述作し、世に出すこと）・〈記述する〉（本の中で記述すること）の義を取り入れ、「のる」・「のす」は「載」字から〈記載する〉（本の中に情報を書き載せること）の義を取り入れていることがわ

かった。

「うつす」は本来、〈人や物を移動させる〉という義を持つ語であったと考えられる。上代・中古の和文では、「うつす」は基本的にこの〈人や物を移動させる〉義と、そこから拡張したと考えられる〈染料で染める〉、〈反映させる〉の義で用いられている。一方、訓点資料と和漢混淆文の文献に目を向けると、「うつす」は平安時代初期から「写」字の訓として〈書写する〉や〈描写する〉の義で用いられていることがわかる。「写」字の意味を漢籍・仏典で確認すると、〈書写する〉、〈描写する〉義の他に、固有日本語「うつす」の基本義とも重なる〈人や物を移動させる〉の義も持っていることがわかるが、この意味上での重なりから、「うつす」は「写」字の訓として結びついたと考えられる。そして、その結果、本来持たなかった〈書写する〉・〈描写する〉義を取り入れたのである。中世に入ると、これらの借用義は訓点資料・和漢混淆文以外の文献まで広がり、日本語の中の表現の一つとして定着するのである。【第三章】

「あらはす」は本来、〈何か隠れた物事を面に出したり、指し示したりする〉ことをあらわす語であり、中古・中世の文献においては基本的にこの意味で用いられる。一方、訓点資料では院政期頃から「著」字の訓として〈述作する〉、〈記述する〉の義にも用いられており、この意味は中古・中世において、訓点資料または漢文訓読的性格の強い文章にしか現れない。「著」の意味を漢籍・仏典で確認すると、「あらはす」と同様に〈物事を指し示す〉という義を持っていることがわかる。このような意味上での重なりから、「あらはす」は漢文訓読の世界において、「著」字の訓として定着し、そこから〈述作する〉、〈記述する〉の義まで拡張したと考えられる。すなわち、「あらはす」は「著」字から〈述作する〉、〈記述する〉の義を借用したのである。中古・中世ではこれらの意味は漢文訓読的性格の強い文章に限定されるが、近世に入ると、広く一般の文章まで広がって用いられるようになる。【第四章】

「のる」・「のす」は本来、〈乗り物や動く物の上または中に位置を占めたり、位置させたりする〉ことをあらわす語である。上代・中古の和文・和漢混淆文において、「のる」・「のす」は必ず人間や動物といった有情物を《対象》にとり、乗り物や動く物を《場所》にとって、その移動するさまをあらわす。一方、訓点資料に目を向けると、「のる」・「のす」は平安時代初期から「載」字の訓として、和文では見られない〈記載する〉という義で用いられていることがわかる。この「載」字の意味を漢籍・仏典で確認すると、訓点資料で見られる〈記載する〉義の他に、和語「のる」・「のす」と同様に〈乗り物や動く物の上または中に位置を占めたり、位置させたりする〉の義を持っていることがわかる。訓点資料以外の文献において、「のる」・「のす」は必ず有情物を《対象》にとり、乗り物や動く物を《場所》にとるという制約を持っていることを考えると、〈記載する〉のような文字や情報を《対象》にとり、書物を《場所》にとる抽象的な用法は固有の意味変化とは考えにくい。むしろ「載」字から借用された可能性が高い。〈記載する〉義の「のる」・「のす」は中古・中世ではほとんど漢文訓読的な文章にしか現れないが、近世に入ると、少数の例ながら、歌舞伎脚本や噺本にも見られるようになり、近世に至って日本語の中の表現の一つとして定着したと考えられる。【第五章】

啓蒙表現については、「あかす」、「あきらむ」、「あきらか」、「あきらけし」はいずれも「明」とその類義の字から、〈道理をはっきりさせる〉・〈道理がはっきりしている〉（道리적인問題を解明したり、それが明白な状態にあるさま）の義を取り入れていることがわかった。

「あかす」は本来、〈明るくする〉、〈夜を過ごす〉という意味であり、上代・中古の和文では基本的にこの意味でしか用いられない。一方、訓点資料を見てみると、「あかす」は平安時代初期から「明」字の訓として〈道理をはっきりさせる〉義で用いられていることがわかる。また中古・中世の和漢混淆文の文献においても、この義で用いられた「あかす」の例が散見される。「明」字は、漢籍や仏典の例からわかるように、本来、〈光〉や〈明るい〉さま、〈明るくする〉ことをあらわす字であり、そこから〈道

理をはっきりさせる) 義に拡張したと考えられるが、「あかす」と「明」が〈明るくする〉ことをあらかず点で意味的に重なっているため、「あかす」は早くから「明」字の訓として定着したと考えられる。そして、「明」字の訓として定着することにより、「あかす」は本来持たなかった〈道理をはっきりされる〉義を借用したのである。この〈はっきりさせる〉義は中古・中世まではほとんど漢文訓読的な文章に限られるが、近世に至ると、少数の例ながら、嚙本のような口語体で書かれた資料でも用いられるようになり、日本語の中の用法の一つとして定着するのである。【第六章】

「あきらむ」は「あかす」と同様に「明」字から〈道理をはっきりさせる〉義を取り入れ、「あきらか」、「あきらけし」は「明」字から〈道理がはっきりしている〉義を取り入れたと考えられる。「あきらむ」は本来、〈心を晴らす〉という義で、「あきらか」、「あきらけし」は〈明るい〉、〈晴れやか〉という義である。上代・中古の文献ではこれらの義で用いられた例が多く見られる。一方、訓点資料では「あきらむ」、「あきらか」、「あきらけし」は「明」字と、その他に「察」、「審」、「詳」など、古代中国側の字書や漢籍注釈において、「明」と同義とされている字の訓として〈道理をはっきりさせる／道理がはっきりしている〉義に用いられている。「あきらむ」、「あきらか」、「あきらけし」がいずれも〈明るい〉、〈明るくする〉という基本義を持つため、早くから「明」字の訓として結びつき、そこからその類義の字の訓としても結びついたのだと考えられる。「あかす」、「あきらむ」、「あきらか」、「あきらけし」はいずれも同じ語基 ak- から始まる語であるが、これらの“ak-系和語”はいずれも同じ意味を借用していることになる。さらにいうと、「あきらむ」の場合、近世以降、〈道理をはっきりさせた上、断念する〉という義まで拡張するが、これは「明」字から借用した〈はっきりさせる〉義が日本語内でさらに拡張したものであると考えられ、「明」字からの間接的な影響だと考えられる。【第七章】

本論で行った文献調査の結果を簡略に示すと、以下の表1～8のようになる。これらの表からわかるように、固有義はどの語において上代・中古から多く見られるのに対し、借用義はほとんどの語については中世以降から見られるようになる。そして、各表の下に訓点資料における借用義の初出年代を示したが、ほぼすべての語については訓点資料の例が和文・和漢混淆文の例を先行していることから、借用された意味である可能性が高いことがわかる。

このようにして、「うつす」、「あらはす」、「のる」、「のす」は漢字から書記行為の意味を取り入れ、「あかす」、「あきらむ」、「あきらか」、「あきらけし」は漢字から啓蒙の意味を借用したのであるが、書記行為・啓蒙表現において、意味借用は起こりやすいと考えられる。本論では、これらの具体例を示した上で、書記行為・啓蒙の意味領域においてどうして意味借用が起こりやすいかについて考察した。そして、先行研究の例を中心に、書記行為・啓蒙の他にどのような意味領域において意味借用が起こりやすいかについて検討した。

書記行為表現の場合、漢字・漢文訓読の影響を受けていないと考えられる固有日本語の表現として、「かく」と「しるす」があり、これらの語の使用が上代から確認できる。「かく」は上代においては基本的に文字や絵といった外形的な物事の描写をあらわす語であるが、中古に入ると、幅広く書写、述作、記載などの書記行為をすべてあらわすようになる。「しるす」は上代・中古において、情報や心情などの内容的事柄の記述をあらわす語である。漢字・漢文文化伝来以前の日本では、書記行為が未発達な状態にあったため、そもそも「写」、「著」、「載」字に見られるような書写、述作、記載といった細かい書記行為を言語上で分ける必要性がなく、「かく」や「しるす」のような比較的漠然とした意味を持つ語で充分だったと考えられる。しかし、漢字・漢文文化が日本に伝わると、書写、述作などの細かい書記行為を言語上で必要性が生じた。このような必要性から、書写や述作などの細かい意味をより明確にあらわすために「うつす」、「あらはす」、「のる」、「のす」に漢字の意味を取り入れ、拡張させたのではな

表1 「うつす」の時代ごと意味分布

時代区分	西暦	文体 (中古のみ)	固有義	借用義	計
上代	710-783		0	3	3
中古	784-1191	和文 和漢混淆文	139	12	151
中世	1192-1599		65	70	135
近世	1600-1867		390	75	465
			216	101	317
計			810	261	1071

※訓点資料における借用義の初出年代： 平安初期頃

表2 「あはす」の時代ごと意味分布

時代区分	西暦	文体 (中古のみ)	固有義	借用義	計
上代	710-783		4	0	4
中古	784-1191	和文 和漢混淆文	114	0	114
中世	1192-1599		88	1	89
近世	1600-1867		837	23	860
			1382	465	1847
計			2425	489	2914

※訓点資料における借用義の初出年代： 院政初期頃

表3 「のる」の時代ごと意味分布

時代区分	西暦	文体 (中古のみ)	固有義	借用義	計
上代	710-783		29	0	29
中古	784-1191	和文 和漢混淆文	397	0	397
中世	1192-1599		462	1	463
近世	1600-1867		1399	12	1411
			2073	25	2098
計			4360	38	4398

※訓点資料における借用義の初出年代： 確例なし

表4 「のす」の時代ごと意味分布

時代区分	西暦	文体 (中古のみ)	固有義	借用義	計
上代	710-783		0	0	0
中古	784-1191	和文 和漢混淆文	106	4	110
中世	1192-1599		109	0	109
近世	1600-1867		356	325	681
			673	212	885
計			1244	541	1785

※訓点資料における借用義の初出年代： 平安初期頃

表5 「あかす」の時代ごと意味分布

時代区分	西暦	文体 (中古のみ)	固有義	借用義	計
上代	710-783		16	0	16
中古	784-1191	和文 和漢混淆文	442	6	448
中世	1192-1599		24	4	28
近世	1600-1867		304	173	477
			220	14	234
計			1006	197	1203

※訓点資料における借用義の初出年代： 平安初期頃

表6 「あきらむ」の時代ごと意味分布

時代区分	西暦	文体 (中古のみ)	固有義	借用義	計
上代	710-783		9	0	9
中古	784-1191	和文 和漢混淆文	43	1	44
中世	1192-1599		0	2	2
近世	1600-1867		1	89	90
			67	40	107
計			120	132	252

※訓点資料における借用義の初出年代： 平安初期頃

表7 「あきらか」の時代ごと意味分布

時代区分	西暦	文体 (中古のみ)	固有義	借用義	計
上代	710-783		1	0	1
中古	784-1191	和文 和漢混淆文	40	3	43
			36	21	57
計			77	24	101

※訓点資料における借用義の初出年代： 平安初期頃

表8 「あきらけし」の時代ごと意味分布

時代区分	西暦	文体 (中古のみ)	固有義	借用義	計
上代	710-783		1	0	1
中古	784-1191	和文 和漢混淆文	5	1	6
			1	1	2
計			7	2	9

※訓点資料における借用義の初出年代： 平安初期頃

いかと考えられる。

啓蒙表現の場合、漢字・漢文伝来以前の日本においては、啓蒙という行為・状態をあらわす表現はなかったと考えられる。「つたふ」と「をしふ」のように智恵・情報の伝達をあらわす表現はあったが、これらの語には「明」があらわすような〈解明する〉という意味合いはなく、ただ単に智恵・情報の伝達をあらわすのみであった。そのため、これらの語は「明」字の訓として不適切だったと考えられる。「あかす」、「あきらむ」などのak-系和語には本来、智恵・情報の伝達という意味が全くないが、〈明るい／明るくする〉という基本義で「明」字と重なっていたため、「明」とその類義の字の訓として早くから定着し、そこから〈はっきりさせる／はっきりしている〉の義を取り入れたと考えられる。つまり、「明」とその類義の字が持つ〈はっきりさせる／はっきりしている〉義をあらわす適切な日本語がなかったため、これらのak-系和語がその訓として採用されたのだと考えられる。

書記行為・啓蒙表現は両方とも漢字・漢文文化伝来以前の日本においてはなかった、あるいは未発達な状態にあった概念類型であるが、このような未熟な概念類型であったからこそ、意味借用が起こりやすかったのだといえよう。書記行為表現の場合、「かく」、「しるす」という漠然とした書記行為をあらわす表現はあったが、書写、述作などの細かい書記行為をあらわす表現がなかった。そのため、概念類型を補強させようとし、漢字から新たな意味を取り入れたと考えられる。啓蒙表現の場合、漢字・漢文文化伝来以前の日本語において、この概念を適切にあらわす固有表現がそもそも存在しなかったため、日本語で啓蒙の概念を的確にあらわすためには漢字の直訳に頼るしかなかったといえよう。

さらに、書記行為・啓蒙表現の他に、先行研究や筆者の調査から、意味借用は「あそ

ぶ」、「まなぶ」、「まねぶ」、「とく」という学問表現や「かばね」、「さと」という法制用語においても起こっていることがわかった。このことから意味借用は、文化概念においてよく起こる現象であると指摘できた。また、文化用語の他に「すなはち」、「すでに」、「かつ」のような文法的構造においても漢字を媒介とした意味借用が認められた。これは、古代の日本人が漢文を読む際に漢文訓読という逐字的翻訳システムを用い、日本語として多少不自然ではあっても、原漢文を忠実に伝えるために、即字的な読み方をしたことに起因すると考えられる。【第八章】

二 - 三 結論—漢字による意味借用の性質（第九章）

結論では、本論のまとめを述べた上で、日本語における漢字を媒介とした意味借用の性質について検討し、また漢字による語彙、翻訳、意味などの各借用に適した言語借用モデルを提示した。英語やドイツ語などの印欧諸語で見られる意味借用と、日本語における漢字による意味借用のプロセスを比べることによって、漢字による意味借用にはいくつかの特徴があることがわかった。先行研究の成果から、印欧諸語で見られる意味借用は主に意味的類縁性と音声的類縁性から起こる現象であることがわかったが、日本語の場合、その原因がやや異なってくる。

すなわち、日本語と古代中国語の場合、音声の面においては全く類似していないことや、古代中国語が話し言葉ではなく書き言葉を媒介として日本語に伝わっていることを考えると、日本語で見られるような漢字による意味借用が音声的類縁性から起こったとは考えにくい。となると、意味的類縁性が原因としてあがってくるが、借用された意味について、日本語と古代中国語との間での意味的類縁性がある程度認められるものの、意味が多くずれているものも見られる。例えば、「うつす」の場合、それは本来、移動や反映をあらわす語であり、「写」字から〈書写する〉・〈描写する〉義を取り入れている。〈書写する〉義は文字のAからBへの移動あるいは反映だと考えれば、類縁性は認められるが、〈描写する〉義の場合、その中には絵や図の複製の他に、その一からの創作という義も含まれており、「うつす」の本来の意味とはかなり異なっている。また、「のる」・「のす」の場合、《場所》となる文を乗り物に譬え、《対象》となる文の内容を乗り手に譬えれば、〈記載する〉義と、「のる」・「のす」の基本義である〈乗り物や動く物の上または中に位置を占めたり、位置させたりする〉ことと類縁性が窺える。しかし、上代・中古においては「のる」・「のす」は必ず乗り物や動く物を《場所》にとり、必ず有情物を《対象》にとるという制約を持っており、〈記載する〉義のような動かない物を《場所》にとり、非情物を《対象》にとることは固有語の感覚からはあり得ないことである。

このような意味的類縁性が見出されにくい場合においては、なぜ意味借用が起こるのかということが問題になってくるが、その原因として、漢文訓読という逐字的翻訳システムや定訓という一字ごとに定められた漢字の読み方が大きく関与していると思われる。定訓とは峰岸明（一九八六）『平安時代古記録の国語学的研究』（東京大学出版会）に拠れば、「…仮名表記に準ずる、容易に想起し得る和訓を背後に有している」漢字の訓を指すが、峰岸は「古事記」の序文や「万葉集」における訓仮名による借字表記の例の調査から、このような定訓が上代において既に存在していたことを明らかにしている。「うつす」や「のる」・「のす」を始めとし、漢字による意味借用の多くの例は平安時代初期の訓点資料から確認できるが、例えば、「うつす」、「のる」・「のす」の場合、上代から「写」に「うつす」、「載」に「のる」・「のす」という訓が定訓として結びついていたため、意味的類縁性が見られない用法においても訓として使用されたのではないかと考えられる。言い換えれば、漢文訓読において、「うつす」、「のる」・「のす」などの和語がある漢字の定訓として結びつくことにより、その本来の意味用法から離れる場合においても、機械的にその訓として用いられるようになり、この機械的・逐字的翻訳システムによって、意味借

用が起こったのである。

従来の意味借用研究では、意味借用の原因として、①意味的類縁性による類推、②音声的類縁性による類推、③意味及び音声的類縁性による類推、④暗示的意味による類推があげられているが、本論の結果から、漢字のような表語文字が借用の媒体となる場合におけるもう一つの原因が現れてきた—すなわち、⑤漢字の定訓による類推も一つの原因となるのである。このような定訓・漢文訓読という翻訳システムは、日本語における漢字を媒介とした意味借用の主たる原因となると考えられるが、これは漢字による意味借用の最も大きい特徴であるといえよう。

最後に、漢字による意味借用に適した言語借用モデルについて簡単に述べておくことにする。海外では、言語借用は Betz (1949) と Haugen (1950) により、大きく、移入 (importation) と、代用 (substitution) の二種類に分けられて以来、海外での言語借用分類法の基準となった。移入は語彙借用のような提供言語の語をそのまま取り入れるものを指し、代用は翻訳借用のような受容言語の形式をもって提供言語の形式を再現するものを指す。意味借用はこの中でも、代用の一種とされているが、代用には翻訳借用・意味借用の他に、統語借用 (提供言語に見られる語と語の格関係を受容言語でそのまま再現させたもの)、成句借用 (複数の語からなる語句や成句をそのまま直訳したもの)、解釈借用 (複合語を意訳したもの、ただし受容言語では本来ならばあり得ない複合語が形成されていることが条件になる) も指摘されている。日本では、これまでに言語借用の分類法を示した研究は見られないが、本論の結果をもって、筆者は日本語における漢字を媒介とした各借用に適した言語借用モデルの試案を示した (図1)。【第九章】

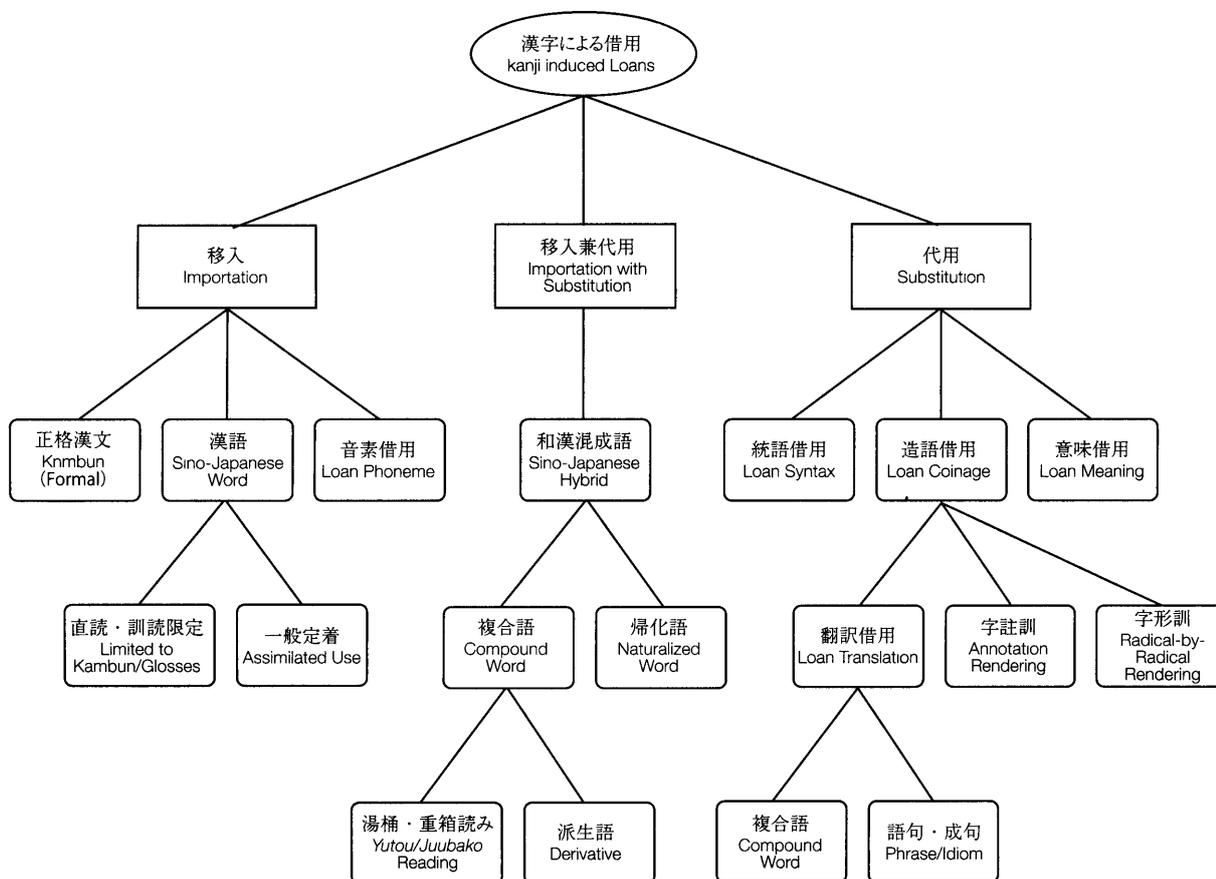


図 1

三 おわりに

本論では、八語の具体例調査を通して、日本語では漢字を媒介とした意味借用という現象が古代において盛んに起こったことを示した。そして、具体例を示した上で、漢字による意味借用は書記行為、啓蒙、法制用語などの文化概念や、一部の文法的構造において起こりやすいことを明らかにした。さらに、このような漢字による意味借用は、印欧諸語などで見られる音声的類縁性・意味的類縁性による意味借用と異なって、漢字の定訓や漢文訓読という逐字的翻訳システムから起こる点で特徴的であることを示した。意味借用を始めとし、語彙、翻訳などの漢字によるすべての借用は、言語接触論の観点から見れば、古代中国語からの言語借用となるが、日本語における古代中国語からの借用がすべて話し言葉やアルファベットのような表音文字ではなく、漢字という表語文字を媒介として伝わってきている点では世界的に特殊な事例である。これまでの海外における言語接触論・言語借用研究のほとんどは話し言葉を中心に為されてきたが、本論では日本語における漢字を媒介とした意味借用の調査・考察と、言語借用全体におけるその位置づけを示すことによって、これまでには日本国内外においてほとんど取り上げられてこなかった言語接触・言語借用における文字の役割の一端が明らかになったといえよう。

論文審査結果の要旨

本論文は、日本語の固有語としての和語が、漢字の意味を媒介として古代中国語から意味を借用する現象について、それがいかなる過程をもつのか、また、いかなる範囲で起こりやすい現象なのかを明らかにし、その上で、この現象を日本語における言語借用のなかに位置づけようとしたものである。論の全体は序論2章・本論6章・結論1章の全9章からなる。

序論においては、言語接触における意味借用の位置を確認した上で、日本語における漢字を媒介とした意味借用という問題があり得ることを述べ、問題提起をおこなっている（第一章）。また、このような視点の研究はこれまでほとんどなく、十分検討されてこなかったことを確認している（第二章）。

このような問題提起を受け、本論においては漢字を媒介とした意味借用の具体的な様相を精細に明らかにしている。すなわち、和語が本来もたなかった意味を、その定訓字のもつ意味を媒介として借用する過程を論じている。具体的には、和語「うつす」が「写」字から〈書写する〉の意を（第三章）、和語「あらはす」が「著」字から〈述作・記述する〉の意を（第四章）、和語「のる・のす」が「載」字から〈記載する〉の意を（第五章）、和語「あかす」「あきらむ」などが「明」字から〈はっきりさせる〉の意を（第六・七章）、それぞれ借用したことを明らかにした。

また、上記の結果をもとに、このような意味借用の起こりやすい意味領域を検討し、「うつす」「あらはす」「のる・のす」をもとに書記行為表現において、また、「あかす」「あきらむ」等をもとに啓蒙表現において起こりやすく、さらに学問用語・法制用語など、高度に体系化された文化的概念において起こりやすいことを明らかにした。加えて、このような意味借用がおこったのは、漢文訓読という逐語訳の翻訳システムによるところが大きいという結論も得た（第八章）。

結論においては、以上のまとめをおこなった上で、日本語における古代中国語からの言語借用を分類・体系化し、この意味借用の位置づけをおこなった（第九章）。

漢字を媒介とした意味借用という現象はこれまでほとんど問題とされてこなかったが、本論文ではこの問題を言語借用という枠組みのなかに位置づけ、検討すべき課題としての位置を与えた。また、きわめて多くの用例にもとづき、借用の過程を精細に明らかにし、この現象が起こりやすい意味領域を示す

ことに成功している。この成果は、日本語史研究・言語接触論に大きく寄与するものといえ、高く評価できる。

よって、本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。